

直売活動アドバイザー派遣事業実施要領

（目的）

第1条 生産者等が行う直売活動の場において、消費者が県産の農林水産物を積極的に選択し、購入することを促進するため、魅力的な売場づくりや消費者との接し方など、直売活動等にノウハウを持つアドバイザーを派遣することにより、効果的に直売活動を行うことができる生産者等を育成することを目的とする。

（内容）

第2条 アドバイザーは、直売活動を実施する又は計画する農林漁業者等が組織する団体（以下「グループ」という。）からの要請に基づき、次に掲げる項目について指導、助言等を行う。

項 目	内 容
販売戦略	販売戦略、ブランディングなど販売拡大に向けた考え方に関すること
売り場づくり	陳列・売り場レイアウト、POP・サインなど表示に関すること
情報発信	広報活動、インターネットやSNS等を活用した情報発信に関すること
接客	消費者との接し方に関すること
集客・販売促進	集客手段、販売促進イベントの実施に関すること
インターネット販売	インターネットを活用した直販の手法に関すること
その他	その他直売活動に関すること

2 アドバイザーの派遣は、原則一回あたり2時間までとする。

3 本事業の対象とする直売活動の実施場所及びアドバイザー派遣地域は、兵庫県内に限る。

（事務局）

第3条 当事業に関する事務局は、兵庫県農林水産部流通戦略課（以下「流通戦略課」という。）に置く。

（アドバイザーの指定）

第4条 派遣するアドバイザーについては、直売活動に関して指導・助言を行うにあたり適切な者を、流通戦略課長（以下「課長」という。）が別に定める。

（派遣手続き）

第5条 アドバイザー派遣を希望するグループは、アドバイザー派遣申請書（様式第1号）を課長に提出する。

2 課長は、申請書の内容が適当と認められる場合は、グループの希望するアドバイザーに意向を確認した上で、アドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により、派遣の決定を申請者に通知する。また、アドバイザーに対し派遣依頼書（様式第3号）を送付する。

3 派遣決定を受けた申請者は、アドバイザーと具体的な助言内容等について調整を行う。

(報告)

第6条 活動の結果を、アドバイザーは、アドバイザー派遣業務報告書(様式第4号)により、申請者は、アドバイザー派遣実施報告書(様式第5号)により、それぞれ活動終了後2週間以内に課長へ報告する。

2 県が事業効果を検証するにあたり、売上等の情報を求めたとき、申請者はそれに応じなければならない。

(派遣に要する経費)

第7条 アドバイザーの派遣に要する経費(謝金・旅費)については、別紙のとおりとし、原則、県の負担とする。

2 所定の手続きを経ていない指導・助言等については、派遣を希望するグループの負担とする。

(守秘義務)

第8条 アドバイザーは、指導により知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。

2 県は、アドバイザーに対して、前項を遵守させるため、申請者の求めに応じて、誓約書の提出など、秘密保持のための措置をとらせることができる。

(指定の取消)

第9条 県は、アドバイザーが第8条に掲げる守秘義務等に違反したと認められる場合、事業の目的もしくは逸脱した行為があったと認められる場合、または心身の故障等により業務を遂行できないと認められる場合は、アドバイザーの指定を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この要領は平成29年3月27日から施行する。

この要領は平成30年3月7日から施行する。

この要領は令和2年4月1日から施行する。

この要領は令和2年12月28日から施行する。

この要領は令和4年4月1日から施行する。

この要領は令和7年3月10日から施行する。

アドバイザー派遣申請書

年 月 日

兵庫県農林水産部
流通戦略課長 様

申請者 住 所
団 体 名
代 表 者
電話番号
F A X
E-mail

直売活動アドバイザー派遣事業実施要領第 5 条第 1 項の規定により、以下のとおり申請します。

希望アドバイザー	第 1 希望：第 2 希望：						
希望時期	年 月 ～ 年 月 ごろ						
備考	(具体的な希望がございましたら記入してください。) 日にち： 曜 日： 時 間： ※調整の結果、ご希望に添えないことがあります。						
派遣場所	施設名： 住 所： T E L：						
対象者	(団体名や人数の内訳を記入してください。)						
	合計 人						
依頼希望分野 (希望分野に○を記入※複数可)	販売戦略	売り場づくり	情報発信	接 客	集客・販売促進	インターネット販売	その他
具体的な依頼内容	(目的や課題など、具体的に記入してください。)						
直近 3 カ年 売 上	年 月 ～ 年 月 円		年 月 ～ 年 月 円		年 月 ～ 年 月 円		
直近 3 カ年 客 数	年 月 ～ 年 月 人		年 月 ～ 年 月 人		年 月 ～ 年 月 人		

(電子メール施行)

流 第 号
年 月 日

様

兵庫県農林水産部
流通戦略課長

アドバイザー派遣決定通知書

このたび 年 月 日付けで提出がありました申請について、下記のとおり派遣が決定しましたので通知します。

記

1. 派遣アドバイザー

アドバイザー氏名	
連絡先	TEL : FAX : E-mail :

2. 派遣日時・派遣先

派遣日時	令和 年 月 日 () : ~ :
場所	施設名 : 住 所 : TEL :
その他 (特記事項等)	

(公 印 省 略)
流 第 号
年 月 日

様

兵庫県農林水産部
流通戦略課長

アドバイザー派遣依頼書

直売活動アドバイザー派遣事業実施要領第 5 条第 2 項により、 下記のとおり派遣を依頼
します。

記

派遣日時・派遣先

派遣日時	
団体名	団体名 担当者名 住所 T E L
派遣場所	施設名： 住 所： T E L：
その他（特記事項 等）	

アドバイザー派遣実施報告書

年 月 日

兵庫県農林水産部 流通戦略課長 様

報告者 団 体 名
担当者名
住所
電話番号
E-mail アドレス

直売活動アドバイザー派遣事業により、アドバイザーの派遣を受けましたので、実施要領第 6 条の規定により、以下のとおり報告します。

アドバイザー名	
派遣日時	年 月 日 () : ~ :
指導・助言内容等	(アドバイスの内容や解決された課題等について記入してください)
今後の方針	(アドバイスを受け、今後取り組もうとすることを記入してください)
その他 (特記事項等)	

※アドバイスの様子が分かる写真を 2 ～ 3 枚添付してください。
● 直売活動アドバイザー派遣事業をより良いものにするため、下記のアンケートにご協力

様式第5号
ください。

問1. アドバイスの効果について（該当するものに○をつけてください）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 非常に効果があった | ② 効果があった |
| ③ あまり効果がなかった | ④ 全く効果がなかった |

問2. 問1の回答について理由を記入してください

問3. さらにアドバイスが欲しい内容があれば記入してください

問4. アドバイザー派遣についてご意見があれば記入してください

直売活動アドバイザー派遣事業に係る講師謝金及び旅費について

標記のことについて、直売活動アドバイザー派遣事業実施要領第7条に基づき、下記のとおり定める。

記

1 謝金支給額

謝金支給額については、1回あたり12,000円とする。

※12,000円とする理由

以下のとおり、1回あたり2時間を要し、自治研修所講師謝金の取扱い
【区分は大学助手程度とする】の準用により、@6,000×2時間＝12,000円

①講師による聞き取り調査	0.5H
②アドバイス	1.0H
③質疑応答	0.5H
計	2.0H

2 旅費支給基準

旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により支給する額に相当する額とする。